成年後見制度利用促進審議会条例の制定について

1 概 要

1. 目的

- ■認知症や障がい等で判断能力が不十分になった場合であっても、自らの権利を守り ながら、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう、当市における成年後 見制度の利用の促進に関して調査審議する等のため審議会を設置する。
- ●審議会では、市成年後見制度利用促進基本計画の策定に関すること(審議、諮問)や、 成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度につなげる支援ができているか等の地域 における取組状況の点検、評価を継続的に行う。
- 2. 根拠法:成年後見制度の利用の促進に関する法律(第14条第2項)

(市町村の講ずる措置)

市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的 な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の**条例で定めるところにより、審議会 その他の合議制の機関を置くように努めるもの**とする。

3. 条例制定時期 令和元年12月

4. 条例の構成

第1条 設置 第6条 会議 第2条 所掌事項 第7条 庶務 第3条 組織 第8条 補則 第4条 任期 附 則 第5条 会長

5. 施行予定年月日 公布の日

6.所掌事項

成年後見制度利用促進のための基本的な施策及び計画の策定に関することを調査審 議するほか、成年後見制度の利用の促進に関し意見を述べる。

7. 審議会委員の構成 ※15名以内で構成(委員報酬は令和元年12月補正予算で対応予定)

■弁護士

■家庭裁判所 ■司法書十 ■障がい相談支援事業所

■社会福祉士 ■行政書士

■地域包括支援センター ■社会福祉協議会

■社会保険労務十

■関係行政職等

スケジュール

令和元年11月21日 議会全員協議会

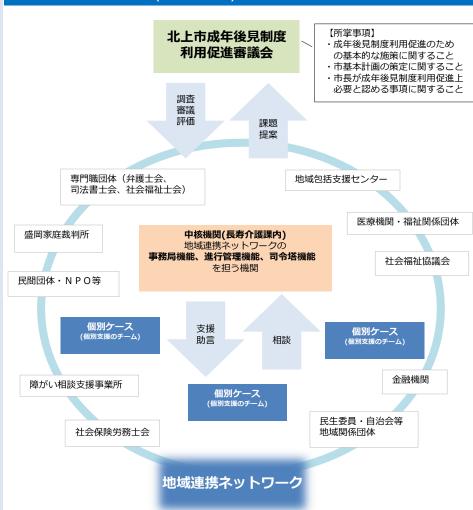
11月25日 庁議

12月 通常会議上程

令和元年11月21日 議会全員協議会 保健福祉部長寿介護課



審議会の位置づけ(イメージ図)



*個別ケースの相談内容に応じて関わる支援者(チーム)は異なるもの。